平成２１年（フ）第７２号
三重県松阪市駅部田町126番地
債務者　猿渡　孫一
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第２６０号
兵庫県加古郡稲美町岡2206番地の２
債務者　小村小百合
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７３４号
広島市中区大手町５丁目15番１―403号山保ビル
債務者　清岡登志喜
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１００９号
広島市安佐北区真亀４丁目２番62―213号、申立時の住所広島市安佐北区可部３丁目18番３―405号
債務者　橘高　嘉宏
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１２１号
広島市西区新庄町45番１―402号
債務者　宮園　信樹
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１４５号
広島市安佐南区中須１丁目44番26―８号
債務者　櫻木　由加
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１７１号
広島市西区観音新町１丁目30番２―309号
債務者　佐々木知美
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１３号
山口県宇部市北小羽山町１丁目４番６―402号
債務者　和田　宏美
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１１６号
山口県宇部市東本町２丁目12番13号
債務者　鈴川　美恵
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第２５６号
香川県高松市香西東町548番地１　ハッピーエイトシティＡ棟105号室
債務者　渡邉　美佳（旧姓大垣）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１３４号
香川県丸亀市土器町東７丁目606番地
債務者　片山香代子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第２２８号
福岡県筑紫郡那珂川町松木１丁目58番地６―101号
債務者　若宮重機こと　田中　　明
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２６号
福岡市博多区光丘町１丁目４番10号
債務者　瀧本　利幸
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７１６号
福岡市博多区諸岡３丁目６番11―212号
債務者　堀之内義美
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８７４号
福岡県古賀市中央５丁目10番３号
債務者　山内　隆一
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８７５号
福岡県古賀市中央５丁目10番３号
債務者　山内　妙子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９３１号
福岡県宗像市神湊1242番地46
債務者　黒石美和子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０２８号
広島市西区庚午中１丁目９番27―202号
債務者　米田　稔子（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部